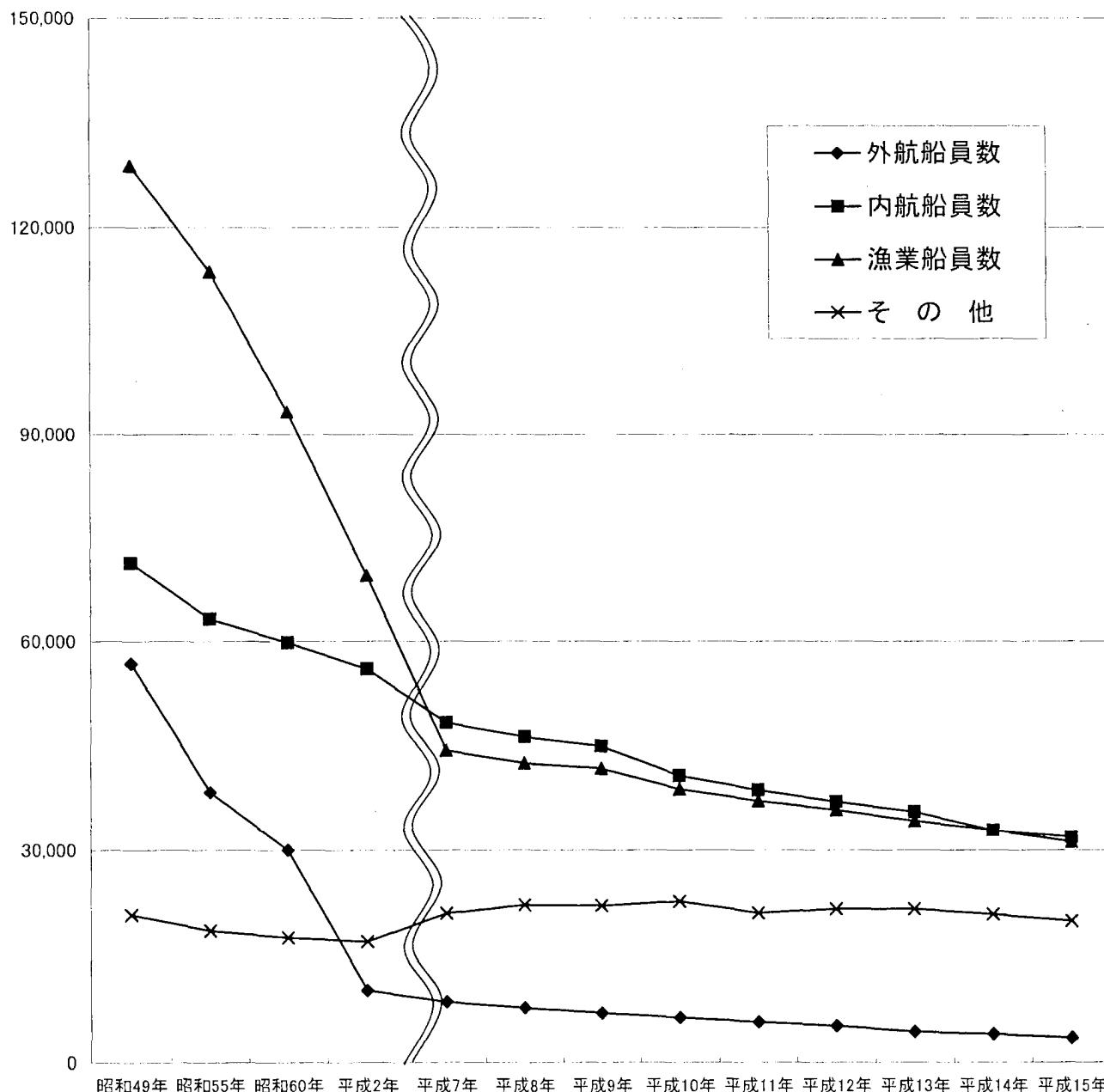


我が国の船員数の推移

(単位:人)

	昭和49年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
外航船員数	56,833	38,425	30,013	10,084	8,438	7,611	6,862	6,219	5,573	5,030	4,233	3,880	3,336
内航船員数	71,269	63,208	59,834	56,100	48,333	46,288	44,949	40,805	38,716	37,058	35,606	32,860	31,886
漁業船員数	128,831	113,630	93,278	69,486	44,342	42,538	41,805	38,873	37,192	35,857	34,267	32,897	31,185
その他	20,711	18,507	17,542	16,973	20,925	22,127	22,020	22,644	20,971	21,575	21,541	20,765	19,801
合 計	277,644	233,770	200,667	152,643	122,038	118,564	115,636	108,541	102,452	99,520	95,647	90,402	86,208

人



○船員統計による。

○船員数は乗組員数と予備員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員である。

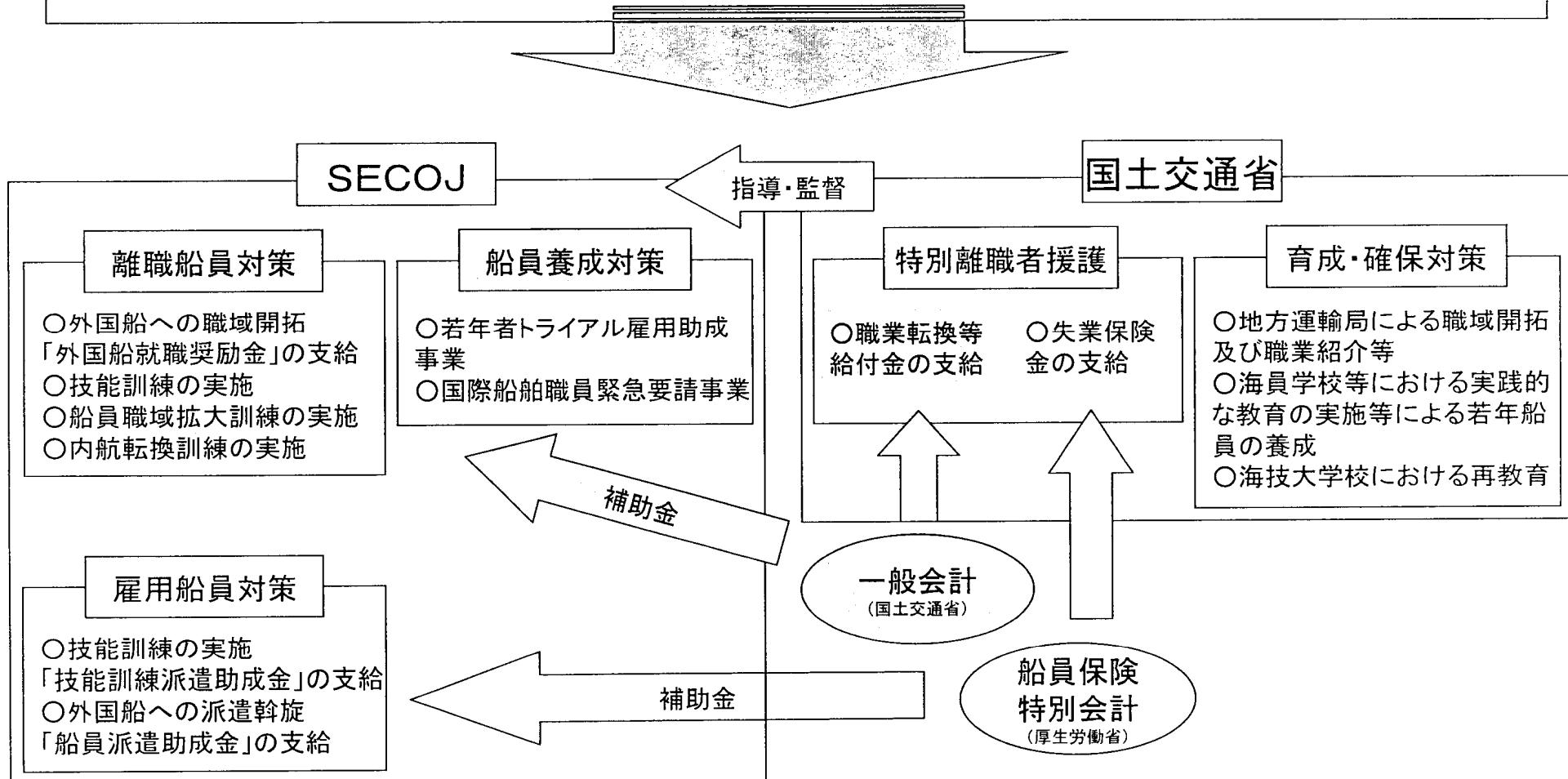
○その他は引船、はしけ、官公署船に乗り組む船員数である。

○船員数は外国人船員を除いた数字である。

船員雇用対策の概要

船員雇用対策の考え方

- 有能な技術を有している離職船員を再度船員としてその能力を発揮できるような職場をスムーズに提供していくことが必要 → ミスマッチの解消を図るための各種の海上労働力の移動の円滑化を図るための施策を実施。
- 船員の高齢化の進展に対応し、海運の活性化を図る必要 → 若年船員の育成・確保対策を重点的に実施。



SECOJ:財団法人日本船員福利雇用促進センター

『船員の雇用の促進に関する特別措置法』第7条に基づき国土交通大臣の指定を受けた法人
(国土交通省・厚生労働省共管)

主な国際減船の内容と離職者数

	漁業種類	減船隻数	離職者数	減船の理由
S. 52、53、55、56、59～H. 4年度	北洋漁業 (沖合底びき網漁業等23業種)	2,294隻	11,358人	日ソ漁業交渉の結果、漁場、漁獲量の縮減等が決定されたこと等による減船
S. 52、58、62	捕鯨業	19隻	601人	国際捕鯨委員会において漁獲割当頭数の削減等が決定されたことによる減船
S. 53	ニュー・ジーランド周辺水域における漁業(底たてはえ縄漁業、遠洋底びき網)	50隻	61人	日・ニュー・ジーランド交渉において漁獲割当量の削減等が決定されたことによる減船
S. 55	以西底びき網漁業	60隻	272人	日韓漁業交渉において済州島周辺水域の操業規制が決定されたことに伴う減船
S. 57	遠洋底びき網漁業 (モーリタニア地先沖における南方トロール)	17隻	30人	日・モーリタニア漁業交渉が決裂したことによる減船
H. 4、5	公海流し網漁業	232隻	947人	国連総会において、公海における流し網漁業が禁止されることが決定したことによる減船
H. 10、11	遠洋まぐろはえ縄漁業	132隻	791人	F A Oにおいて、世界全域におけるまぐろはえ縄漁業の漁獲能力の削減が決定されたことによる減船
H. 13	たら等はえ縄漁業	19隻	87人	日ロ地先沖合漁業交渉において、ロシア水域におけるマダラ等の漁獲割当量等の削減が決定されたことによる減船

注：離職者数は、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づいた、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の漁業離職者求職手帳発給数である。
公共職業安定所長が発給した漁業離職者求職手帳については、漁業種類ごとに集計を取っていない。（昭和53年度から平成15年度までの発給数は1,418件である。）

老齢給付の受給資格期間要件

1. 昭和61年4月1日以降に旧制度の老齢給付を受ける者

年金種別 生年月日	老齢年金					
	旧厚生年金		旧船員保険			
	被保険者期間	中高齢者期間(注4)	被保険者期間	中高齢者期間(注5)	小型漁船乗船期間	
原則的に必要な期間	20年		15年			
支給開始年齢	60歳		55歳			
大正15年4月1日以前生まれ(注1)	20年	15年	15年	11年3ヶ月	11年3ヶ月	
大正15年4月2日～昭和6年4月1日(注2)	20年	15年	15年	11年3ヶ月	11年3ヶ月	
昭和6年4月2日以後生まれ(注3)	20年	15年	15年	11年3ヶ月	11年3ヶ月	

(注1)すべて旧制度の老齢年金又は通算老齢年金の適用。

(注2)昭和61年3月31時点で旧船保法による小型漁船に乗り込んだ者に係る漁船短期老齢年金受給権者。

(注3)①「旧厚生年金保険及び船員保険交渉法」の規定により旧船保法から支給される場合。②旧船保法による若年老齢年金の受給権者。

(注4)40歳(女子35歳)に達した月以後の被保険者期間期間。(制度発足当時に高齢であるため、受給要件を満たせない者についての特例的な措置)

(注5)船員の期間を有する者の中高齢者の特例について

- ・男子は、40歳以上の被保険者期間で、一部に船員の被保険者期間を有する場合は施行前の被保険者期間(実期間)を3分の4倍、施行日以後の平成3年3月31までの期間は実期間を5分の6倍した期間が厚生年金保険の被保険者期間となる。

- ・船員の中高齢者の特例は35歳以後の被保険者期間で計算される。

- ・船員は35歳以後の被保険者であった期間が11年3ヶ月(そのうち7年6月以上は強制被保険者期間)必要になる。ただし、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は10分の9倍、平成3年4月以後の期間は、4分の3倍した期間が船員(旧第3種)の被保険者となる。

2. 昭和61年4月改正後の老齢給付

年金種別 生年月日	老齢年金			
	厚生年金		船員(注2)	
	被保険者期間	中高齢者期間(注1)	被保険者期間	中高齢者期間
原則的に必要な期間	25年			
特別支給の支給開始年齢	60歳		55歳	
大正15年4月2日～昭和22年4月1日	20年	15年	20年	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	20年	16年	20年	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	20年	17年	20年	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	20年	18年	20年	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	20年	19年	20年	19年
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	20年	20年	20年	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年	—	21年	—
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年	—	22年	—
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年	—	23年	—
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年	—	24年	—
昭和31年4月2日以後生まれ	25年	—	25年	—

(注1)中高齢者の特例は、男子は40歳以後、船員・女子は35歳以後の期間になる。(旧法から引き継ぐ中高齢者の特例の経過的措置)

(注2)・船員の期間を厚年法による被保険者期間として計算するときは、昭和61年4月前の期間は3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は5分の6倍した期間が被保険者期間となる。

- ・船員であった実期間が15年以上あり、かつ、老齢基礎年金の受給に必要な期間を満たしていれば、55歳から老齢厚生年金の特別支給を受けられる。

- ・昭和7年4月1日以前に生まれた女子の期間と船員であった被保険者期間を合算して35歳以後に被保険者期間(受給要件)を満たしていれば55歳から老齢厚生年金の特別支給を受けられる。

- ・船員と坑内員であった期間を合わせて35歳以上の被保険者期間が厚生年金保険の中高齢期間(受給要件)を満たしていれば55歳から老齢厚生年金の特別支給を受けられる。

新法・老齢給付の支給開始年齢

年 金 種 別 生 年 月 日	老 齢 年 金					
	厚 生 年 金				船員・坑内員	
	定額部分		報酬比例部分		定 額 部 分	報酬比例 部 分
	男子	女子	男子	女子		
大正15年4月2日～昭和 7年4月1日	60歳	55歳	60歳	55歳	55歳	55歳
昭和 7年4月2日～昭和 9年4月1日	"	56歳	"	56歳	"	"
昭和 9年4月2日～昭和11年4月1日	"	57歳	"	57歳	"	"
昭和11年4月2日～昭和13年4月1日	"	58歳	"	58歳	"	"
昭和13年4月2日～昭和15年4月1日	"	59歳	"	59歳	"	"
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	"	60歳	"	60歳	"	"
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳	"	"	"	"	"
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳	"	"	"	"	"
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	63歳	"	"	"	"	"
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	"	61歳	"	"	56歳	56歳
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	64歳	"	"	"	"	"
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	"	62歳	"	"	57歳	57歳
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	65歳	"	"	"	"	"
昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	"	63歳	"	"	58歳	58歳
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	"	64歳	"	"	59歳	59歳
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	"	"	61歳	"	"	"
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	"	65歳	"	"	60歳	60歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	"	"	62歳	"	"	"
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	"	"	63歳	"	"	"
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	"	"	"	61歳	61歳	61歳
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	"	"	64歳	"	"	"
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	"	"	"	62歳	62歳	62歳
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	"	"	65歳	"	"	"
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	"	"	"	63歳	63歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	"	"	"	64歳	64歳	64歳
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	"	"	"	65歳	65歳	65歳

注) この表における支給開始年齢は、平成 6年改正法及び平成 12年改正法で行った特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げを加味して作成したものである。

厚生年金における一般被保険者と船員との比較

区分	昭和60年10月		平成2年1月		平成6年11月		平成15年4月		平成16年10月	
	一般	船員	一般	船員	一般	船員	一般	船員	一般	船員
保険料率	124‰	136‰	143‰	161‰	165‰	183‰	135.8‰	149.6‰	139.34‰	152.08‰

- (注) 1. 平成3年から一般は145‰、船員は163‰に引き上げ。
2. 平成8年10月から一般は173.5‰、船員は191.5‰に引き上げ。
3. 一般については、平成16年10月から3.54‰ずつ引き上げられ平成29年9月以後は183‰となり、船員については、平成16年10月から2.48‰ずつ引き上げられ平成29年9月以後は一般の保険料率と同じ183‰となる。

船員保険福祉事業の主な内容

1. 特別支給金の支給

職務上の事由（通勤災害を含む）による障害年金、障害手当金、遺族年金、遺族一時金の受給者に対し、一時金として一定の額の特別支給金（第一種）支給するほか、定率の特別支給金（第二種）を上乗せして支給している。また、職務上の事由による傷病手当金を4か月を超えて受けた者に対し傷病手当特別支給金を支給している。

2. 保養施設等の運営

・保養所

船員の海上労働の疲れをいやし、家族との団らんの場としての施設であり、港や、温泉地等全国に19か所、海外に1か所設置している。

・福祉センター

宿泊、娯楽、研修、運動施設等を併せた総合施設であり、神戸、小樽、長野、久留米にそれぞれ1か所設置している。

・健康管理センター

自動化された検査装置、検診車等により、病気の早期発見の検診活動や、健康指導を行っている施設であり、横浜、大阪及び福岡にそれぞれ1ヶ所設置している。

・病院

船員等の医療施設であるほかに、海上医学の研究、海上で傷病にかかった船員のための医療助言、船舶衛生管理者講習会の開催等、他の医療機関にない医療活動を行っており、東京、横浜、大阪にそれぞれ1か所設置している。

・診療所

船員等の医療施設として、室蘭、芝浦にそれぞれ1か所設置している。

3. 中高年齢者疾病予防検査の実施

中高年齢者層を中心に生活習慣病等の早期発見のため、多項目の検査を船員保険病院、健康管理センター等指定医療機関で実施している。

4. 災害の防止

・船員災害防止協会への補助

船員の労働災害を防止するための調査研究、安全衛生教育や広報活動を実施している船員災害防止協会への補助を行っている。

・衛生担当者講習会の開催

医師や衛生管理者が乗り組んでいない漁船等に乗り組む衛生担当者を対象に、保健衛生思想の普及及び応急処置などの講習会を実施している。

・無線医療センターの運営

医師の乗り組まない船舶で働く船員の健康を守り、生命の安全を図ることを目的として実施しているものであり、医療無線専用テレックスを設置し、洋上で患者が発生したときに適切かつ迅速な医療助言を当センターが行っている。

・洋上救急医療の援護

航行中の船舶内で患者が発生したときに、海上保安庁の巡視船艇、航空機等により医師及び看護師を往診させる。

5. 遺族・障害者の援護

・就学等援護費の支給

職務上の事由（通勤災害を含む）により死亡した船員の家族、及び重度の障害により障害年金を受けることになった船員又は家族の教育費、保育費の負担を軽減するために、遺族年金又は障害年金の受給者等に対し就学等援護費を支給している。

・整形外科療養の実施

船員保険に加入していた期間の傷病により身体に障害を生じた者を対象として、義肢・義足・補聴器・補助車等の支給及び修理を行っている。

・脊髄損傷患者の介護

他人の介護を必要とする脊髄損傷などの損傷を患っている船員で、介護者をつけた者には、介護料を支給している。

6. 船員の雇用安定

・日本船員福利雇用促進センターへの補助

船員の職業及び生活の安定のために雇用促進事業を行っている日本船員福利雇用促進センターに対し、補助を行っている。

・未払賃金立替払い

破産宣告その他一定の事由が生じた船舶所有者に雇用されていた船員で、一定の期間内に退職した者の賃金の全部又は一部が支払われていない場合には、船員の請求に基づいて未払賃金のうち一定の範囲内の額を船主に代って弁済している。

・移転費の支給

失業保険を受けている船員が、地方運輸局等で紹介した職業につくため、又は職業補導を受けるため住所を変更する必要があるとき移転費を支給している。

・就職促進手当の支給

失業保険給付を受給できない船員で一定の要件に該当する者が、就職のため特定の職業補導所で職業訓練を受けた場合、受けた期間について就職促進手当を支給している。

7. 相談、家族等の援護

・巡回相談事業

船員の老後の生活設計を支援するため、年金受給者等を対象に、年金や健康などに関する適切なアドバイスを行う。

・高額医療費貸付事業

被保険者とその被扶養者が負担すべき医療費が高額の場合その一時的な負担を軽減するため、高額療養費の支給が見込まれる被保険者に対し医療費の貸付を行う。

・出産費貸付事業

出産に係る当座の費用に充てるため、出産育児一時金又は、配偶者出産育児一時金の支給が行われるまでの間、被保険者又は、被扶養者の出産に関して貸付を行う。

8. 広報活動

・船員ほけん誌の配付

船員保険制度の円滑な発展と福祉の増進を図るために、船舶所有者、被保険者に船員ほけん誌を配付している。

・船員保険講習会の開催

船員保険制度の円滑な推進を図るために、船舶所有者を対象に船員保険制度及び諸手続き等に関する講習会を行う。

船員保険福祉事業の経費の内訳（平成16年度予算額ベース）

※()内の保険料率は予算額を保険料率換算したもの

1. 特別支給金の支給 (7. 3%、2, 335, 693千円)

2. 保養施設等の運営 (2. 6%)

- ・保養所、福祉センター (542, 805千円)
- ・病院、診療所、健康管理センター (298, 635千円)

3. 中高年齢者疾病予防検査の実施 (1. 2%、394, 730千円)

4. 災害の防止 (0. 2%)

- ・船員災害防止協会への補助 (50, 577千円)
- ・衛生担当者講習会の開催 (3, 525千円)

5. 病気・けがの治療 (0. 1%)

- ・無線医療センターの運営 (9, 584千円)
- ・洋上救急医療の援護 (21, 692千円)

6. 遺族・障害者の援護 (0. 5%)

- ・就学等援護費の支給 (117, 873千円)
- ・整形外科療養の実施、脊髄損傷患者の介護 (29, 275千円)

7. 船員の雇用安定 (1. 1%)

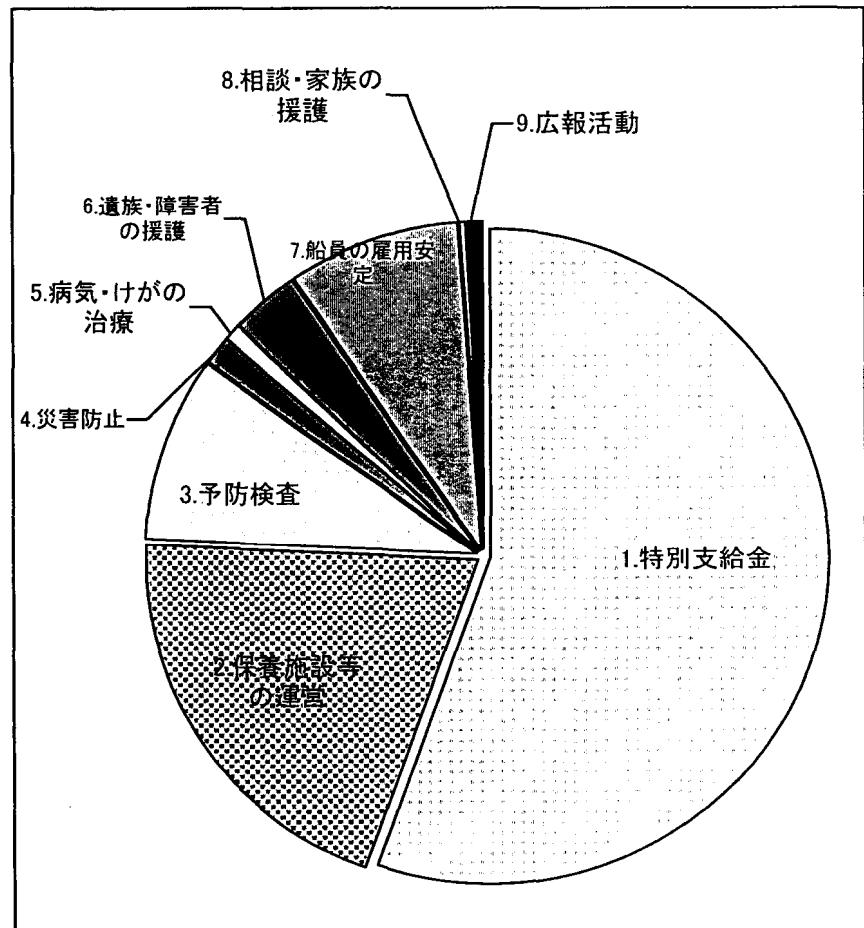
- ・日本船員福利雇用促進センターへの補助 (305, 143千円)
- ・未払賃金立替払い (22, 000千円)
- ・移転費の支給 (16, 380千円)
- ・就職促進手当の支給 (199千円)

8. 相談・家族等の援護 (0. 6%)

- ・巡回相談事業 (5, 518千円)
- ・高額医療費貸付事業 (9, 828千円)
- ・出産費貸付事業 (791千円)

9. 広報活動 (0. 1%)

- ・船員ほけん誌の配付 (1, 842千円)
- ・船員保険講習会の開催 (30, 978千円)



職務外疾病部門における国庫補助の比較(平成15年度)

○ 船員保険

(単位:億円)

政管健保並びの国庫補助対象経費	国庫補助額	国庫補助割合	平均標準報酬月額
保 険 給 付 費	193		
老人保健拠出金	117	(定額) 30	390, 603円
介 護 納 付 金	30	8.8%	
計	340		

※ 特別保健福祉事業からの助成金(2億円)を含めた場合の割合は9.5%

○ 政府管掌健康保険

(単位:億円)

国庫補助対象経費	国庫補助額	国庫補助割合	平均標準報酬月額
保 険 給 付 費	36,781	4,782 (定率) 13.0%	
老人保健拠出金	21,518	3,529 (定率) 16.4%	284, 544円
介 護 納 付 金	4,397	721 (定率) 16.4%	
計	62,696	9,032 14.4%	

船員保険保険料収納状況の推移

(単位:億円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
徴収決定済額	808	777	774	732	749
現年度分	766	734	720	669	688
過年度分	42	43	55	62	60
収納済額	763	719	710	666	682
現年度分	753	711	698	652	673
過年度分	10	7	12	14	10
保険料収納率	94.4%	92.5%	91.7%	91.0%	91.1%
現年度分	98.2%	96.9%	97.0%	97.4%	97.7%
過年度分	24.7%	17.3%	21.0%	21.8%	16.0%

(注) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

平成14年度船員保険職務上年金年齢別受給権者数

(平成14年度末 単位:人)

年 齢		0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上	合 計
新法	障害	0	0	5	27	59	134	217	50	1	0	493
	遺族	1	16	8	63	218	519	458	168	34	5	1,490
旧法	障害	0	0	0	5	73	301	528	478	91	8	1,484
	遺族	0	4	0	0	83	791	2,417	3,067	1,298	219	7,879
障害 計		0	0	5	32	132	435	745	528	92	8	1,977
遺族 計		1	20	8	63	301	1,310	2,875	3,235	1,332	224	9,369
合 計		1	20	13	95	433	1,745	3,620	3,763	1,424	232	11,346

船員保険 年齢階級別被保険者数の推移

(人)

年齢階級	平成10年			平成11年			平成12年			平成13年			平成14年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
15歳以上～19歳未満	1,011	902	109	926	833	93	819	745	74	790	737	53	682	619	63
20～24	4,602	4,081	521	4,428	3,990	438	4,078	3,695	383	3,909	3,569	340	3,726	3,427	299
25～29	5,229	5,041	188	5,109	4,928	181	4,915	4,729	186	4,845	4,660	185	4,570	4,397	173
30～34	5,768	5,722	46	5,505	5,454	51	5,235	5,175	60	5,128	5,059	69	4,851	4,779	72
35～39	7,169	7,140	29	6,670	6,639	31	6,287	6,256	31	5,717	5,692	25	5,455	5,434	21
40～44	10,861	10,830	31	9,671	9,644	27	8,685	8,659	26	7,793	7,763	30	6,976	6,952	24
45～49	18,575	18,508	67	16,178	16,114	64	14,475	14,424	51	12,854	12,806	48	11,212	11,172	40
50～54	18,322	18,235	87	18,261	18,172	89	18,976	18,891	85	19,461	19,370	91	17,777	17,696	81
55～59	12,843	12,769	74	12,181	12,105	76	11,090	11,017	73	10,098	10,037	61	10,283	10,230	53
60～64	4,502	4,457	45	4,254	4,216	38	4,258	4,225	33	4,314	4,280	34	4,189	4,152	37
65～69	1,554	1,546	8	1,560	1,549	11	1,690	1,680	10	1,706	1,693	13	1,613	1,600	13
70～74	315	314	1	332	330	2	358	355	3	417	414	3	415	415	-
75～79	47	46	1	54	53	1	68	67	1	70	70	-	76	76	-
80歳以上	8	7	1	12	11	1	14	13	1	17	16	1	19	18	1
計	90,806	89,598	1,208	85,141	84,038	1,103	80,948	79,931	1,017	77,119	76,166	953	71,844	70,967	877

注：強制適用被保険者のみの数値である。

船員保険 年齢階級別被保険者推移

